

サービス提供契約書

アドネス株式会社(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、甲が提供する全ての有料コンテンツ配信サービス並びにコンサルティングサービス及び甲が販売する商品(以下「本件サービス」という。)に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)した。

第1条(本契約の範囲と変更)

- 1 甲と乙は、本契約及びzent-8.com またはsnsers.com(以下、「本サイト等」という。)にて随時告知するヘルプ、よくある質問、自動応答メールの記載内容等の諸規定(以下「諸規定」という。)を踏まえ、本件サービスに関する内容を定めるものである。
- 2 本契約と諸規定の定めが異なる場合は、諸規定の定めが優先的に適用される。
- 3 甲は、乙の承諾を得ることなく、利用料金の改定を含む、本契約および諸規定の変更をいつでも行うことができる。
- 4 甲は、諸規定を変更する場合、変更後の諸規定(以下、「変更後規約」という。)の内容を、甲が適当と判断する方法により、乙に通知する。
- 5 変更後規約が乙に通知された場合、通知時点をもって変更の効力が発生するものとする。

第2条(個人情報の取り扱い)

個人情報は、本件サービスの利用及び甲からの他のサービスの案内等のためにのみ利用するものとする。

第3条(カスタマーサポートにて対応できない事項)

甲は、カスタマーサポートサービスにおいても、以下の事項については対応できないものとする。

- (1)受講システム上に作成したアカウントの統合
- (2)コンテンツの再発行
- (3)一定期間、課金を停止させるような休会手続
- (4)乙に置いて解約できる商品に関して、甲に解約の代行を頼む行為
- (5)スクールのIDやパスワードの再発行

第4条(退会)

- 1 乙は、本件サービスからの退会を希望する場合は、甲が指定する方法にて甲に通知する。
- 2 契約期間の途中であっても、甲が退会処理した日をもって、本件サービス提供は停止されるものとする。
- 3 本契約が自動更新された場合、次回課金日1か月前から7日前までに乙からの退会の通知が無ければ、次回課金日までは退会できないものとする。
- 4 乙は、本契約の途中に本件サービスを解約する場合でも、利用料金の返金はできないものとし、または契約期間中の料金の支払義務を免れないものとする。

第5条(返金)

- 1 甲は、返金保証と明記されているサービスを除き、乙に対して代金の返金等を行わない。
- 2 返金は、原則として銀行振込で行うものとするが、甲のサービス運用上の都合によりクレジットカードへの返金を行う場合がある。
- 3 返金に掛かる手数料等は、乙の負担とする。

第6条(サービス転用の禁止)

乙は、別途定めがある場合を除き、甲サービスを通じて甲から配信されるメールおよびコンテンツを、次の各号で定める目的または方法により使用しないものとする。

- (1)譲渡すること
- (2)複製または翻訳すること

- (3)放送、有線放送、公の上映または自己の営業等に使用すること
- (4)転貸または第三者に配信(メールの転送等も含む)、提供もしくは使用させること
- (5)その他自己の私的閲覧外の目的に使用すること

第7条(強制退会)

1 乙が、次の各号いずれかに該当する行為をした場合、甲は、当該会員に対する何らの事前の催告・通知なく、会員資格を一時停止し、または強制退会させることができるものとする。

- (1)本サイト等のサーバーの不正利用または改ざんを行った場合
- (2)パスワードを不正に使用した場合
- (3)甲サービスの利用料金等の支払い債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合
- (4)会員の指定した支払い手段の利用が停止させられた場合
- (5)本契約に違反した場合
- (6)本契約を遵守しない旨公言した場合
- (7)甲サービスを利用して、違法な行為を行った場合
- (8)会員に甲サービスを提供する上で著しい支障がある、もしくは支障が生じる恐れがあると甲が判断した場合
- (9)その他甲が、会員として不相当と判断した場合

2 乙は、強制退会させられたときは、期限の利益を喪失し、退会までに発生した本件サービスの利用料金を一括して、直ちに支払うものとする。

3 第1項に該当する乙の行為によって、甲が損害を受けたときは、甲は、乙に対してかかる損害の賠償を請求できるものとする。

第8条(サービス提供期間)

1 乙は、甲の定める対価を支払うことにより、本件サービスのうち以下のものは、本件サービス加入日から12か月間使用できるものとする。

- (1)センサーズのサポート
- (2)質問対応
- (3)ネクストアクション早見表の閲覧
- (4)講義保管庫の利用

2 乙は、本契約期間終了後も講義保管庫の利用を希望する場合には、甲に対し、月額21,780円(消費税別)を支払う。

3 次条に定める保証の延長を希望する場合は、甲は、最大で本契約期間終了後48か月間サポートするものとする。

第9条(保証の延長)

1 甲で推奨しているノウハウ・教材通りに実践しても、代金額以上の収益を上げることができなかった場合、甲に連絡をすることにより、利用料金分の収益を上げるまで、無償で、甲サービスの利用期間と関連商品の利用期間を延長する。

2 前項の規定にかかわらず、甲が週1回行う進捗確認に2週連続で乙が対応しなかった場合には、前項のサービスの利用期間延長はなされないものとする。

3 前項の「週1回行う進捗確認に会員が対応しない」とは、以下の状態が(1)から7日間続くことを言います。

- (1)甲が確認のLINEメッセージを送信したにもかかわらず、会員から返信が無いこと
- (2)甲から電話をかけたにもかかわらず、会員が電話に出ず、かつ折り返しが無いこと
- (3)保証の適用外になるかもしれない旨のLINEメッセージを送ったにもかかわらず、会員から返信が無いこと

第10条(トラブルに関する免責事項)

1 本件サービスを受講して行動した結果発生した損害は、甲の故意または重過失の場合を除き、甲はその賠償責任を負わないものとする。

2 本件サービスの会員同士、会員と外部の方との間に発生したトラブルには、甲の故意または重過失の場合を除き、甲はその賠償責任を負わないものとする。

第12条(システムに関する免責事項)

甲は、以下の事由により乙が被ったいかなる損害に対しても、その理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

(1)甲の故意、または重過失によらずに、メールの配信ができない場合

(2)インターネットの通信環境、PC等、会員のインターネットの環境により会員のメールの受信に問題が生じた場合

(3)会員が登録した氏名、メールアドレス等の登録情報の誤りがあった場合

(4)甲の故意、または過失によらずに電子メールが不着であった場合

第11条(裁判管轄)

甲と乙は、本件サービスに関連して会員と甲との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本合意成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

契約締結日

(甲)〒160-0005

東京都新宿区愛住町23-2ベルックス新宿ビルⅡ 8F

アドネス株式会社 代表取締役 三上 功太

(乙)